

外国人との婚姻による氏の変更届

(戸籍法107条2項の届)

令和 8 年 7 月 7 日 届出

窓口届出日、または
投函日を記入

大 使 殿

在マルセイユ日本国

総領事

連れ子がいる場合、日仏混合姓を創設なさりたい方、及び婚姻成立から6か月を過ぎた場合、氏の変更をするためには日本の家庭裁判所の許可が必要になります。

通	❖ 鉛筆、シャープペンや消えやすいインクで書かないでください。
書	❖ 記載した文字等を訂正・加筆・削除するときは、修正液、修正テープ等は使用せず、誤字に二重線を引き、訂正削除して下さい。

(フリガナ) 氏を変更する の 氏 名	ガイム (変更前) 氏 外務	ハナコ 名 花子	平成 2 年 2 月 2 日生
住 所	フランス国ローヌ県リヨン市第10区パリ通1番地 住所、本籍地には「-」「=」「・」は使わず、本籍地は戸籍通りに記入 × 2-6 ○ 2丁目6番地		
本 籍	東京都千代田区霞が関2丁目2 婚姻後の本籍、 筆頭者を記入 番地 番 筆頭者の氏名 外務 花子		
(フリガナ) 氏	変更前 ガイム 外務	変更後 デュポン デュポン	
配偶者の氏名	氏 デュポン	名 アントワンジュル	
婚 姻 年 月 日	和暦で 記入 令和 8 年 4 月 1 日 婚姻届への記載通りのカタカナの氏名 を省略せず記入		
氏を変更した 後 の 本 籍	(氏を変更する人の戸籍に他の人がある場合のみ書いてください) 東京都千代田区霞が関2丁目2 番地 番		

次の人の父母欄の氏を更正してください

そ
の
他

同じ戸籍にある長女 令子

この一筆により、母筆頭の戸籍内の長女・令子の【母】名が、外務花子からデュポン花子に変更されます。しかしながら、この届出のみでは、長女は旧姓外務花子の長女・外務令子として旧戸籍に一人残ってしまいますので、母の戸籍と一緒にするためには、別途「入籍届」が必要です。

自筆で変更前のお名前を戸籍
の記載通りに署名ください。

捺印は任意です。

届出人署名
(※押印は任意)
(変更前の氏名)

外務 花子

印

記入の注意

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

1, rue de Paris, 69000 Lyon TEL. 06 00 00 00 00
(届出人の連絡先及び電話番号 Email : gaimuhanako@todokede.com

フランス国内の現住所、日中
ご連絡可能な電話番号、及
びEメールを記入ください